



2026年4月22日

各 位

株式会社あおぞら銀行
代表取締役社長 大見 秀人
(コード番号：8304、東証プライム市場)
問合せ先：コーポレートコミュニケーション部
部長：神保 努(電話：03(6752)1111)

取締役に対する業績連動型譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当行は、2026年4月22日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、当行の取締役（社外取締役を除き、以下「対象取締役」といいます。）に対して業績連動型譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議し、本制度に係る議案を2026年6月23日開催予定の第93期定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、以下のとおり、お知らせいたします。

1. 本制度の導入の目的及び条件

(1) 導入の目的

本制度は、社内取締役の報酬と当行業績との連動性を明確化した上で中長期的なインセンティブを強化し、株主の皆様との利害共有を一層深めることを目的としています。併せて、「新たな金融の付加価値を創造し、社会の発展に貢献する」という経営理念を実現し、持続的な企業価値の向上を図ることを目指しております。

(2) 導入の条件

本制度は、対象取締役に対して、譲渡制限付株式を取締役の報酬等として交付し、又は、譲渡制限付株式の交付のための金銭報酬債権を報酬として支給するものであるため、本制度の導入は、本株主総会においてかかる報酬を支給することにつき、株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。

当行の取締役の報酬等については、2015年6月26日開催の第82期定時株主総会において基本報酬及び賞与の限度額を年額600百万円以内と決議いただいております。これとは別に、2014年6月26日開催の第81期定時株主総会において、常勤取締役に対する株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権を年額150百万円以内の範囲で割り当てることを決議いただいておりますが、本株主総会では、既存の報酬枠とは別枠で、対象取締役に対し、新たに本制度に係る報酬枠を設定することにつき株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

なお、本制度に係る議案についてご承認いただいた場合には、従前ご承認いただいております株式報酬型ストック・オプション報酬枠を廃止することといたします。ただし、既に付与した株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権のうち未行使のものは、今後も存続します。

2. 本制度の概要

本制度は、事業年度等の当行の取締役会が定める一定期間を業績評価期間（以下「評価期間」といいます。）とし、予め各評価期間中の業績評価指標を取締役会において定め、評価期間終了後に、当該評価期間中の業績評価指標の達成度を総合的に勘案して、取締役会が決定した数の当行の普通株式を交付する制度であり、交付する当行の普通株式に一定の譲渡制限を付するものとします。取締役会において

設定する業績評価指標は、当行独自のビジネスモデルに合致し、業績を適切に反映するという目的に則し、金融仲介機能の発揮（既存分野の深堀）と新たな金融の付加価値創造を2軸とした上で、当行の経営計画とリスクアペタイト基本方針*に則し設定します。具体的には、評価期間における収益性、資本効率、資本健全性から成る定量的指標と、企業価値向上に資するさまざまな成長戦略の実施を評価する定性的指標等を組み合わせて設定する予定です。

*経営資源の効率的な管理活用と健全なリスクテイクを通じ、安定的な収益を積み上げ、自己資本充実と企業成長を図り、「新たな金融の付加価値を創造し、社会の発展に貢献する」というあおぞら銀行グループの経営理念の実現を目指す、当行グループの長期的なリスクアペタイトを示すもの。

本制度による譲渡制限付株式の交付は、①取締役の報酬等として金銭の払込み若しくは現物出資財産の給付を要せずに行う当行の普通株式の発行若しくは処分をする方法、又は②対象取締役に金銭報酬債権を支給し、当該金銭報酬債権を現物出資させて、当行の普通株式の発行若しくは処分をする方法のいずれかの方法により行うものとし、上記②の方法により当行の普通株式を発行又は処分する場合、その1株当たりの払込金額は、発行又は処分に係る取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当行の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利とならない範囲において取締役会において決定いたします。

また、本制度に基づき対象取締役に対して譲渡制限付株式を交付するための報酬の総額は、既存の報酬枠とは別枠で、年額250百万円以内とし、本制度に基づき発行又は処分される当行の普通株式の総数は、年150,000株以内（ただし、本制度に係る議案が承認可決された日以降、当行の普通株式の株式分割（当行の普通株式の無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合には、分割比率又は併合比率に応じて調整します。）といたします。

なお、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会の任意の諮問機関であり、社外取締役が過半数を占める指名報酬委員会が公正かつ透明性をもって審議を行い、その意見を尊重して取締役会において決定することといたします。

3. 譲渡制限等の概要

本制度による当行の普通株式の交付にあたっては譲渡制限を付するものとし、当行と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとし、

- (1) 対象取締役は、本割当契約により割当てを受けた当行の普通株式（以下「本割当株式」といいます。）について、本割当株式の交付日から当該取締役が当行の取締役その他当行の取締役会で定める地位を退任又は退職する日までの間（以下「譲渡制限期間」といいます。）、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。
- (2) 当行は、譲渡制限期間中に、対象取締役が法令、社内規則又は本割当契約の違反その他本割当株式を無償取得することが相当である事由として当行の取締役会で定める事由に該当した場合、本割当株式を当然に無償で取得する。
- (3) 当行は、譲渡制限解除後において、重大な会計上の誤り又は不正会計等を含む当行の取締役会が定める一定の事由が判明した場合、取締役会の決定により、交付した株式の全部若しくは一部の返還又は当該株式の価額に相当する金額の金員の支払を請求することができる。

以 上